



監査結果公告第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、その結果に関する報告及び意見を同条第9項及び第10項の規定により、次のとおり公表します。

平成30年度定期監査（前期）の結果について

平成30年12月25日

東かがわ市監査委員 楠 田 敬

東かがわ市監査委員 三 好 良 治

東かがわ市監査委員 渡 邊 堅 次

平成30年度

定期監査（前期）報告書

東かがわ市監査委員

本報告書は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき行った監査の結果を、同条第9項の規定により東かがわ市議会及び東かがわ市長並びに東かがわ市教育委員会に報告するものである。

平成30年12月

東かがわ市監査委員	楠 田 敬
同	三 好 良 治
同	渡 邊 堅 次

## 第1 基準に準拠している旨

監査委員は、東かがわ市監査基準に準拠して監査を行った。

## 第2 監査の種類

定期監査(地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定による監査)

## 第3 監査の対象

総務部	人権センター大内交流館、人権センター引田交流館
教育委員会	引田小学校、本町小学校、白鳥小学校、福栄小学校、三本松小学校、 大内小学校、引田中学校、白鳥中学校、大川中学校

## 第4 監査の着眼点

有効性、効率性、経済性、合規性、実在性、網羅性、権利と義務の帰属、評価の妥当性、期間配分の適切性、表示等の妥当性等

## 第5 監査の主な実施内容

平成30年4月1日から平成30年8月31日までに執行した財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理等について、実査、立会、確認、証憑突合、帳簿突合、計算突合、分析的手続、質問、観察、閲覧等の手法により、効果的かつ効率的に十分かつ適切な監査の証拠を入手して、監査を実施した。

## 第6 監査の実施場所及び日程

監査期日	対象部課	実施場所
H30.10.11(木)	総務部 人権センター大内交流館	人権センター大内交流館 会議室
	人権センター引田交流館	人権センター引田交流館
H30.10.16(火)	教育委員会 本町小学校	本町小学校 校長室
	引田小学校	引田小学校 教育相談室
	引田中学校	同上
H30.10.17(水)	教育委員会 白鳥小学校	白鳥小学校 学習センター
	白鳥中学校	白鳥中学校 会議室
H30.10.18(木)	教育委員会 福栄小学校	福栄小学校 図書室

		三本松小学校	三本松小学校 図工室
H30.10.19(金)	教育委員会	大内小学校 大川中学校	大内小学校 教育相談室 大川中学校 校長室

※H30.10.11(木)に、小・中学校定期監査の事前、学校教育課から状況を聴取した。

## 第7 監査の結果

監査した結果としては、財務に関する事務の執行及び経営に係る施設の管理について、関係諸帳簿、証拠書類等の照合等により監査したところ、全般的に概ね適正であったが、一部において、改善等を要する事項が見受けられた。具体的な各事項は、次表のとおりである。

なお、監査時の軽易な誤謬や失念による記載漏れは口頭指導に留めた。

今後とも、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適切な事務の執行に努められたい。

なお、この監査結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第 199 条第 12 項に、基づきその旨を通知されたい。

実施対象別の定期監査（前期）の改善等を求める事項の件数一覧表

項目	実施対象	人権	学校	小	引	白	本	白	福	三	大	引	白	大	計
		権	校	学	田	鳥	町	鳥	栄	本	内	田	鳥	川	
		セ	教	校	小	地	小	小	小	松	小	中	中	中	
		ン	育	中	区	学	学	学	学	小	学	学	学	学	
		タ	課	学	学	校	校	校	校	学	校	校	校	校	
		ー	共	校	校	共	共	共	共	校	校	校	校	校	
			通	校	校	通	通	通	通	校	校	校	校	校	
1	指摘事項	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0
2	注意事項	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0
3	検討事項	1	—	1	1	1	—	1	—	1	1	1	1	1	10
4	要望事項	—	1	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	2

### 備考

- 1 指摘事項とは、違法又は不当な事項で是正すべきもののうち重大なもの
- 2 注意事項とは、違法又は不当な事項で是正すべきもの、その他適性を欠く事項で是正すべきもの
- 3 検討事項とは、事務の執行、事業の管理状況等について、効率性、経済性又は有効性の観点から改善に向けた検討を求めるもの、その他法令、基準等には違反しないが、事務処理上改善に向けた検討を求めるもの
- 4 要望事項とは、制度、組織等に関する課題のうち、特に要望する必要があると認められるもの

## 1 総務部

### (1) 人権センター

検討事項	
1	大内交流館消防設備保守委託業務について 消防設備保守委託業務については、3社に見積依頼をしているが、2社が見積依頼を辞退しており、昨年も同じ業者が見積を辞退していた。 同じ状況が続くのであれば、業者の選定を変更することを検討されたい。

## 2 教育委員会

### (1) 学校教育課

要望事項	
1	防犯カメラについて 各学校に防犯カメラが設置され、抑止効果などで役立っている旨を聴取できた。 今後とも、見やすい監視モニター、接続する台数や録画時間、より鮮明な解像度など、効果的かつ効率的な維持管理に努められたい。

### (2) 小学校・中学校共通事項

検討事項	
1	通帳と会計簿（差引簿）の検閲について 各会計毎に、通帳が作成されているが、会計簿（差引簿）については領収証のみの綴りも存在し、作成されていない会計がみられた。 作成されていない会計については、通帳の記帳状態に即した収入や支出の状況を会計簿（差引簿）に記入し、通帳残高が照合できるようにされたい。 また、検閲の間隔は、学期毎に、通帳と会計簿を検閲するという説明も聴取したが、一部の会計のみ様式が定められ、検閲の証跡が見られた。 収入・支出の動きが無い通帳であっても、通帳と会計簿（差引簿）の照合を行い、検閲の証跡を残されたい。

(3) 引田小学校

検討事項	
1	マーチングバンドユニホームの購入について
	20年以上使用していたユニホームを買換えることを聴取した。 ユニホームの耐用年数も考慮した上で買換え間隔を検討されたい。

(4) 白鳥地区学校共通事項

検討事項	
1	閉校時の備品等の処分について
	平成32年度から閉校となることから備品等の移動や廃棄が検討されていることを聴取した。 新しい白鳥小・中学校へ引き継ぐことが基本であると推察するが、有効利用できる物については、市内他校への引き継ぎも検討されたい。
要望事項	
1	閉校までの施設修繕について
	閉校までの期間は、1年と5ヶ月以上残っているが、既存施設で児童の学校生活に支障をきたす雨漏り等の修繕には注意を払い、予算措置を講じるよう努められたい。

(5) 白鳥小学校

検討事項	
1	消火器の購入について
	消防設備保守点検業務により指摘があった消火器の買い替えを点検委託業務先である株式会社福島商会に単独見積りの随意契約で締結していた。 今後は、消防設備保守業務で指摘された内容であっても消火器の購入の際は、単独見積りの随意契約とはせず、3社以上の見積り徴収を検討されたい。

(6) 三本松小学校

検討事項	
1	有害鳥獣の対応について 「こうもり」と「鳩」が校舎に巣を作り、その糞の痕跡が点在していた。児童への被害が及ばないように、安全で安心な学校生活を確保できる対策を検討されたい。

(7) 大内小学校

検討事項	
1	有害鳥類の対応について 「鳩」が校舎間の通路の屋根裏や体育館内に巣を作り、その糞の痕跡が点在していた。児童への被害が及ばないように、毎朝、職員が糞の処理を実施していることも聴取したが、児童の安全で安心な学校生活を確保できるよう、鳩が巣を作れないような抜本的な対策を検討されたい。

(8) 引田中学校

検討事項	
1	消防設備点検について 現在、消防設備点検は、小学校と中学校に分けて点検業務が委託されている。同一敷地内の校舎でもあるので、一元管理で業務委託することも検討されたい。

(9) 白鳥中学校

検討事項	
1	消火器の購入について 消火器の購入については、1社のみの見積徴収であった。 消火器の取扱業者は他にも存在することから3社以上からの見積を徴収し、価格の比較ができるよう検討されたい。

(10) 大川中学校

検討事項	
1	南北の校舎をつなぐ西側通路のトイレについて 南北の校舎をつなぐ通路の中央にあるトイレ室の内、東側のトイレ室は洋式の便器に取り替えられているが、西側にあるトイレ室は、和式の便器のみである。 東側のトイレ室同様に西側のトイレ室も洋式の便器に取り替えることを検討されたい。